

第2章

インクルーシブ教育システム

共生社会

キーワード インクルーシブ教育システム 合理的配慮 連携強化

<共生社会>

障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会のことを言います。(内閣府リーフレット)

学校教育においては、「共生社会の形成に向けた**インクルーシブ教育システム**構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年文部科学省）の中で以下のように述べられています。

学校教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、共生社会の形成に向けた**インクルーシブ教育システムの構築**のための特別支援教育の推進についての基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

<インクルーシブ教育システム>

障害者の権利に関する条約において、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「**合理的配慮**」が提供される等が必要とされています。(合理的配慮については、17 ページ参照)

特別支援教育の発展は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのためには、以下の3つの考え方が重要です。

- (1) **医療、保健、福祉、労働等との連携を強化**し、障害のある子供の教育の充実を図ること。
- (2) 障害のある子供が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、**可能な限り共に学ぶ**ことができるよう配慮すること。
- (3) **障害者理解を推進**することにより、周囲の人々が、障害のある人や子供と共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくこと。

インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求**するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある「多様な学びの場」**を用意しておくことが必要です。



参考資料

- ・ 障害者権利条約リーフレット（外務省）



- ・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（平成 24 年 文部科学省）



合理的配慮

キーワード 障害者の権利に関する条約 個別の教育支援計画等への明記

障害者の権利に関する条約の第2条において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための**必要かつ適当な変更及び調整**であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされています。

学校教育においては、「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、**学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しています。

なお、障害者の権利に関する条約において、「**合理的配慮**」の否定は、**障害を理由とする差別に含まれる**とされていることに留意する必要があります。

また、「合理的配慮」の充実を図る上で、「**基礎的環境整備**^{*1}」の充実は欠かせません。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、基礎的環境整備の充実を図っていく必要があります。

* 1 基礎的環境整備：合理的配慮の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援として、法令に基づき又は財政措置等により、国・都道府県・市町村でそれぞれに行う教育環境の整備のこと。

<合理的配慮の提供>

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の**状態把握を行う**必要があります。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、**個別の教育支援計画を作成**する中で、発達の段階を考慮しつつ、「**合理的配慮の観点**^{*2}」を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り**合意形成**を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を**個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用**することが望ましいとされています。

合理的配慮の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、**個別に判断**することとなります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて**共通理解**を図る必要があります。

設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」の助言等により、その解決を図ることが望ましいです。

* 2 合理的配慮の観点：詳細については青森県教育支援ファイル80ページ～を参照。

相談にのってみよう



ケース01 保護者から、文字の読み書きに時間がかかるため、授業中に黒板を最後まで書き写すことができないので黒板の写真を撮影できるようにしてほしいと依頼されました。一人だけ許可しても良いのでしょうか。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、そのためには子供の実態把握を行った上で、校内委員会等において学校が体制面、財政面をも勘案して決定することが大切です。合理的配慮として提供する場合は、その内容を個別の教育支援計画に明記し、校内で情報共有し、確実に引き継ぐことが大切です。

合理的配慮が提供できない場合は、その理由や代替案を踏まえて保護者や本人に説明し、合意形成を図ることも重要です。



参考資料

- ・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）



- ・ インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）
（国立特別支援教育総合研究所）



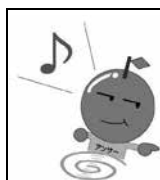
- ・ 「合理的配慮」を知っていますか？（内閣府）



- ・ 障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】
（平成29年11月 内閣府障害者施策担当）



◆ 関連項目 ◆



◆ 時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A（第1版）より（青森県総合学校教育センター）

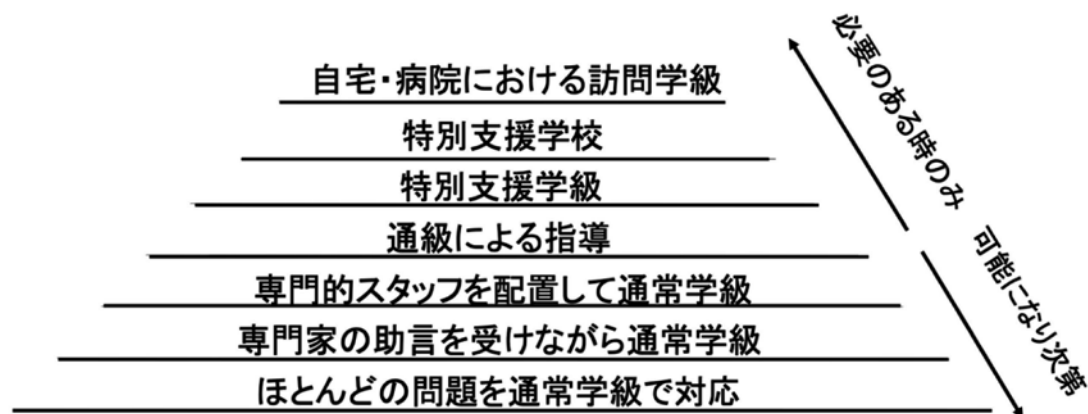
Q9 交流学級でのテスト実施時における配慮について、どう考えればよいのですか？



特別な支援を要する子供の学びの場

キーワード 教育的ニーズに応じた支援 学校教育法施行令第 22 条の 3

子供の障害の種類と程度及び一人一人の教育的ニーズに応じた支援を受けられる、連続性のある「多様な学びの場」については、以下のように整備されています。



「交流及び共同学習」や支援上の様々な配慮などにより、子供の状態に応じたきめ細かな「学びの場」を形成していくことが大切です。

<特別支援学校>

特別支援学校は、学校教育法第 72 条に示されているとおり、障害のある子供に幼稚園、小学校、中学校又は、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度を育成するための教育を行っています。

特別支援学校の対象となる障害の種類と程度については、**学校教育法施行令第 22 条の 3** で定められています。

障害等により、通学して学習することが困難な場合は、教員が児童生徒の自宅等に出向いて行う場合（訪問学級）もあります。

<特別支援学級>

特別支援学級は、障害のある児童生徒の教育のため、小・中学校に設置される学級です。障害の種類は、知的障害、弱視、難聴、肢体不自由、身体虚弱、その他とされています。青森県では、知的障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱、自閉・情緒障害学級が必要に応じて設置され、県内の公立小・中学校の約 9 割に設置されています。**病弱特別支援学級**は、県内 10 の病院に**院内学級**として設置されています。

<通級による指導>

通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒が、各教科等の**大部分を通常の学級で受けながら**、一部障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」等で受ける指導形態です。通級による指導では、特別支援学校における「**自立活動**」を参考としながら、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指します。

通級による指導の対象には、**知的障害が入らないこと**に留意が必要です。

相談にのってみよう



ケース 02 教育相談で来校している幼児の保護者から、小学校入学に当たって、特別支援学級か特別支援学校のどちらかで学ばせたいけれど、どちらがよいか迷っているとの相談を受けました。

就学に当たって、保護者が十分に理解し選択することが大切です。そのためには、特別支援学校と特別支援学級の違いを説明するだけでなく、実際に特別支援学校や小学校の特別支援学級等を見学することも学校を知るためにはよい機会だということも伝えましょう。

小学校等を見学については、市町村教育委員会に相談してみることをお勧めしましょう。



引用・参考資料

・ **青森県の特別支援教育リーフレット**（青森県教育委員会）

※当該年度のリーフレットについては、7月中旬ごろ県教育委員会ホームページに掲載されます。

・ **障害のある子供の教育支援の手引**～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）



・ **障害のある子供の就学事務について**

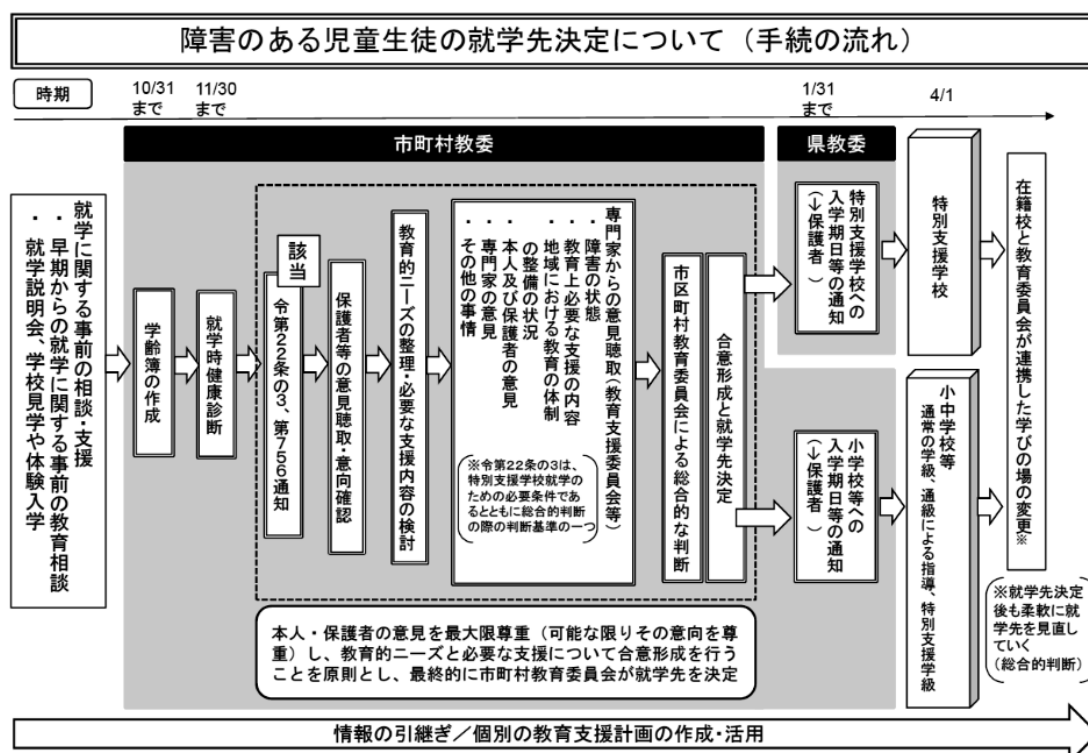
～基本的な考え方と関係様式の作成～（平成26年3月 青森県教育委員会）



「すべてのお子さんが十分な教育を受けられるために」（青森県教育委員会）より

就学先決定の流れ

キーワード 保護者との合意形成 学校教育法施行令第 22 条の 3



就学先については、子供の障害の状態だけでなく、本人や保護者の希望や専門家の意見等を踏まえて各市町村で設置している「教育支援委員会」で総合的に判断します。市町村教育委員会が就学先を決定する際、①障害の状態、②教育上必要な支援の内容、③地域における教育の体制の整備の状況、④保護者及び専門家の意見聴取等を踏まえて、総合的に判断することとされています。

それぞれの検討が円滑に行えるように、保護者、在籍している幼稚園等、医師・専門員等がそれぞれ調査票を作成します。調査票については、各市町村教育委員会で定めているため、市町村によって異なります。

教育支援委員会等による検討後、再度保護者や本人の意見と入学後の必要な支援等についての**合意形成**を図った上で、**市町村教育委員会が最終的に就学先を決定**します。

特別支援学校における教育の対象は、学校教育法第 75 条に規定する 5 つの障害種であり、その具体の障害の程度については、**学校教育法施行令第 22 条の 3^{*1}**において規定されています。ただし、学校教育法施行令第 22 条の 3 は、特別支援学校に**入学可能な障害の程度**を示すものであり、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある児童生徒の就学先を**個別に判断・決定**することとなります。



相談にのってみよう

ケース03 来年小学校に入学する幼児の保護者の方から、就学について、いつ、どこに相談すればよいか相談されました。

就学については、特別支援学校への入学を希望する場合でも、お住まいの市町村教育委員会が決定することを伝え、気になっているのであれば、早めに市町村教育委員会に相談に行くことをお勧めしましょう。その際、教育委員会の場所や担当者、電話番号などを保護者に伝えるなど相談に行きやすい環境を整えることも大切です。直接相談に行きにくいという場合は、保健師さんや保育園等の先生に相談してみるとよいことを伝えましょう。

また、就学について分からない点や不安に思っている点などを一緒に確認し、整理しておくことも大切です。



参考資料

- ・ **障害のある子供の教育支援の手引** ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）



- ・ **障害のある子供の就学事務について**
～基本的な考え方と関係様式の作成～（平成26年3月 青森県教育委員会）
* 1 学校教育法施行令第22条の3については、上記冊子5ページ参照。



- ・ **すべてのお子さんが十分な教育を受けるために** - 就学手続や早期からの一貫した支援について -（平成27年3月青森県教育委員会）



交流及び共同学習

キーワード

共生社会の実現 青森県交流籍制度

<交流及び共同学習の意義・目的>

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、**お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会**となるなど、大きな意義をもちます。

学習指導要領においては、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を積極的に設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう示されています。

交流及び共同学習には、居住地にある学校で実施する「**居住地校交流**」、学校間で実施する「**学校間交流**」、地域の町内会や老人クラブ等と行う「**地域交流**」の3種類あります。

他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。(小学校学習指導要領第1章第5の2のイ、総則解説は126ページ)

<青森県交流籍制度>

青森県交流籍制度は、県立特別支援学校の小・中学部に通っている児童生徒が、住んでいる地域の市町村立の小・中学校に**副次的な学籍**を置いて、居住地校交流を行うことにより、住んでいる地域とのつながりの維持・継続・強化を図る制度で、**令和4年度**からスタートします。



青森県交流籍制度のイメージ図

相談にのってみよう



ケース04 保護者から、「特別支援学校に通わせたいと思っていますが、今通っている保育園の友達との交流も続けたいと思っているので、手続きが知りたい」と相談されました。

青森県交流籍制度の手続きは、該当する児童生徒が居住する市町村教育委員会が行うこととなります。就学相談の際、市町村教育委員会の就学支援担当者に交流籍制度を活用して居住地校交流を希望するよう伝えましょう。



参考資料

- ・ 地域とつながる「居住地校交流」～青森県交流籍制度の活用～
(令和4年3月 青森県教育委員会)



- ・ 理解啓発リーフレット
始めませんか？交流及び共同学習 (青森県教育委員会)



- ・ 交流及び共同学習を通じた相互理解の推進 リーフレット
障害者スポーツで心のバリアフリー！ (青森県教育委員会)



- ・ 交流及び共同学習ガイド (平成31年3月 文部科学省)



- ・ 交流及び共同学習実践事例集「地域で共に学び共に育つ～特別支援学校と小学校の取組～」(平成28年3月 青森県教育委員会)



◆ 関連項目 ◆



◆時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ & A (第1版)より (青森県総合学校教育センター)

Q6 学級の子供が初めて交流学級で学習することになりました。どんなことに気を付ければよいのですか？

Q7 交流学級の担任とは、どのように情報共有や連携をしていけばよいのですか？

Q8 交流学級の子供に本人の障害等を理解してもらうためには、何をしたらよいのでしょうか？

Q9 交流学級でのテスト実施時における配慮について、どう考えればよいのですか？



コラム 校内委員会と多職種連携

特別支援学校の地域支援部で教育相談を担当しながら、県の特別支援教育巡回相談員として小・中学校等とかかわる機会が度々ありました。その中で、場面緘黙症の生徒が不登校を克服し、再び登校できるようになった事例を紹介します。

対象の生徒は中学1年生女子。保育園の時から場面緘黙が始まりましたが、一部の友だちや先生とは話ができていました。しかし、中学校（通常学級）1年の7月から不登校となり、心配した母親が特別支援学校の教育相談を訪れたことから、支援がスタートしました。

まずは、特別支援学校の教育相談の場で、母親と生徒に対して並行面接を行いました。本人は対人面での緊張が強いため、相談の場面でも一言も話しませんでしたので、言語に依らない手法で本人へのアプローチを行いました。また、母親には不安や焦りの気持ちを話してもらい、精神的に安定するよう相談を継続しました。

次に、不登校になってから家に引きこもりがちになっていたため、自宅以外の本人の居場所を保障する目的で、市の教育センター内の適応指導教室への通級を利用することになりました。

さらに、中学校で校内委員会を開催し、管理職、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、生徒にかかわる中学校関係者の他、市教育センター適応指導教室担当者、特別支援学校教育相談担当者が参加し、生徒の長期目標と短期目標を立て、支援にあたる各機関や各担当者の役割分担を明確にしました。

その結果、適応指導教室への出席日数や滞在時間が長くなるとともに、スクールカウンセラーが生徒の面接を行ったり、生徒と一緒に得意な漢字検定の受検を目標にしたりすることで生徒は再び学校内に入れるようになりました。そして、中学校2年生の新年度からは、校内支援体制を整え、自閉症・情緒障害特別支援学級に毎日登校できるようになりました。

この事例は、校内委員会開催をきっかけに、中学校の先生方が組織的に生徒の問題を共有し役割分担ができたこと、キーパーソンのスクールカウンセラーが学校と生徒のパイプ役を担ったこと、学校外の資源（市教育委員会適応指導教室、特別支援学校教育相談）を有効に活用したことなど、各機関や各担当者の情報の共有化と連携がうまく機能した事例でした。

学校の先生方は日々の学級経営や教科指導に真摯に取り組んでいます。一生懸命なゆえに余裕がなくなり、見えなくなる点も出てきます。そんな時、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制を構築したり、外部機関と連携したりして、より良い支援を探ることが大変有効な手立てだと思えます。

（エリアアドバイザー）